

広報みしま

4月1日号

- 2 平成27年度三島市の予算
- 9 子ども医療費助成制度改正 / 三島市生活相談支援センターがオープン
- 10 市の機構の一部が変わりました
- 11 教育委員会制度について
- 12 行政指導等に関する制度 / 国勢調査の調査員を募集
- 13 女性まちづくり講座 / スズメバチの巣の駆除業務終了
- 14 健康づくり
- 15 スポーツ
- 16 生涯学習
- 18 文化のひろば
- 19 暮らしの情報
- 21 図書館
- 22 高齢者運転免許返納支援事業 / 新入学（園）児を交通事故から守る県民運動 / 資源ごみ回収団体に報奨金を出します
- 23 みんなの伝言板
- 24 情報ワイド版 / 広域情報
- 25 佐野美術館 / 無料招待券
- 26 山田川自然の里イベント
- 27 農政課のイベント/ 茶臼山展望台オープン1周年記念イベント
- 28 フォトマイタウン
- 30 楽寿園イベント / 無料招待券
- 31 歴史の小箱 / ふるさと探訪
- 32 駿豆線沿線魅力めぐりウォーキング / ぼくのおじいちゃん



今回の表紙

3月18日に行われた錦田幼稚園の卒園式で先生の話真剣に聞いている様子です。4月からピカピカの小学1年生です。元気に頑張ってくださいね。

市の機構の一部が変わりました

今後の行政課題と市民ニーズに的確に対応するとともに、行政改革を一層推進し市政運営の効率化を図るため、次のとおり市の機構改革を行いました。

☎行政課 (☎983-2615)

名称を変更します

財政部…「**財政経営部**」に名称変更し、市の中長期の課題解決に向け、より一層経営的な視点から財政運営を図ります。

企画部…「**企画戦略部**」に名称変更し、今まで以上に、長期的、全体的な展望に立った政策および施

策を計画し、選ばれる街を目指します。

教育部…「**教育推進部**」に名称変更し、責任の明確化や迅速な危機管理体制を構築します。また、市長との連携強化により教育行政の一層の推進を図ります。

課（室）を新設します

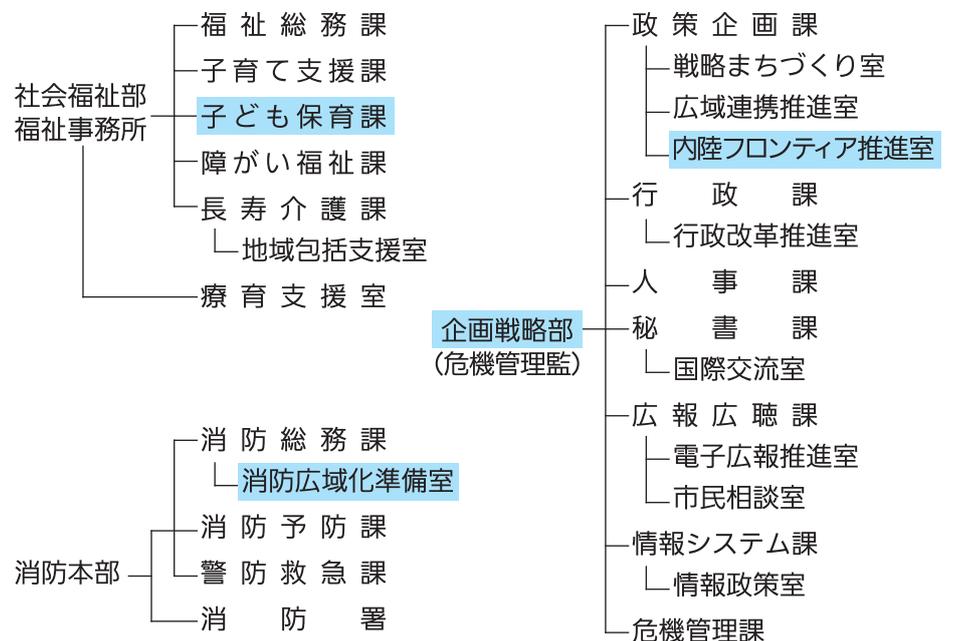
社会福祉部 子ども・子育て支援新制度へ対応するために「子ども保育課」を新設し、課に子ども保育係を設置します。子育て支援課の課内室「幼保連携推進室」は廃止します。

企画戦略部…政策企画課に課内室「内陸フロンティア推進室」を新設します。

都市整備部…建築指導課を「建築住宅課」に統合し、課に建築指導係を新設します。

消防本部…消防総務課に課内室「消防広域化準備室」を新設し、消防広域化に向けた準備体制を整えます。警防救急課の課内室「消防無線デジタル化推進室」は廃止します。

公平委員会…行政の効率的運用と経費の節減を図るため三島市公平委員会を廃止し、一部事務組合3団体と共同で、「三島市外3組合公平委員会」を設置します。



より一層、充実した教育体制に向けて 教育委員会制度が大きく変わりました

☎教育総務課 (☎983-2667)

これまでの教育委員会の 課題と制度の改革

これまでの教育委員会は、「教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい」、「いじめなどの問題に対して必ずしも迅速に対応できていない」、

「地域住民の民意が十分に反映されていない」などの課題があると指摘されてきました。これを解決するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が4月1日から施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育委員会制度の改革が行われます。

ポイント① 教育委員長と教育長を 一本化した新「教育長」の設置

教育行政における責任体制の明確化を図り、迅速な危機管理体制を構築することを目的に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が設置されました。これにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になり、緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会の招集のタイミングを判断できるようになります。また、市長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化されました。

4月1日からの新「教育長」に、 西島玉枝氏（西本町）が任命されました

平成21年9月9日に三島市教育委員に就任し、平成23年2月3日から同年12月21日まで教育委員長を、平成24年1月1日から平成27年3月31日まで教育長を務めました。

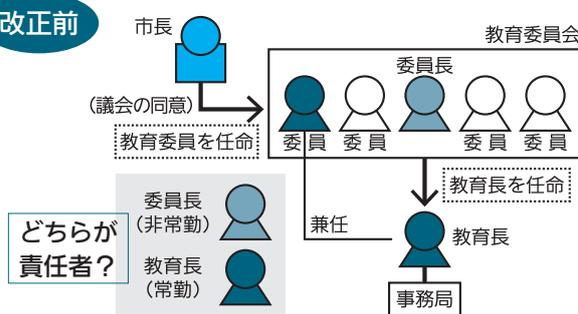


ポイント② すべての地方公共団体に 「総合教育会議」を設置

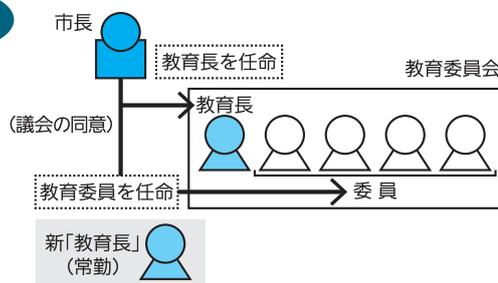
地域の民意を代表する首長との連携の強化を図るため、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の設置が義務付けられました。

これにより、首長が教育行政に果たす役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になります。また、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたるということが可能になります。

改正前

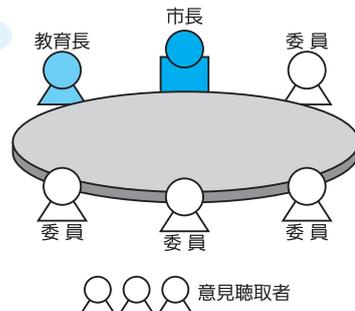


改正後



- 市長が直接教育長を任命することで任命責任が明確化
- 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

総合教育会議



- 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確化し、市長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- 市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有できる